



経営に役立つ税情報

2024.1.18

査察調査の概要

(第2回：脱税はやっぱりダメ)

前回お話ししたこと

- ・ 税務署の調査との違い
 - > 調査目的の違い
 - > 調査手法の違い
- ・ 対象となる人と「悪さ加減」
 - > 申告漏れ、所得隠し、脱税（税を免れる）
- ・ 脱税は割に合わない

脱税の手口

- ・ 告発の多い業種
 - > 建設業、不動産業、人材派遣業、風俗・飲食業、...
- ・ 脱税の手口
 - > 現金決済・特定の相手先の売上を除外
 - > 取引先と通謀した仕入・経費の架空計上
 - > 架空の輸出免税売上と国内課税仕入の両建てによる消費税の還付申告
 - > 実際の収支に基づかないいい加減な所得による申告（つまみ申告）
 - > 事業実態を隠して全く申告しない無申告

秘匿財産の隠匿場所

搜索を受ける事務所や自宅で起きていること

- ・ 強制調査を逃れるすべはない
- ・ 強制調査には立会人を置かなければならない
 - > 立会を行う社員・従業員の気持ち
 - > 立会を行う妻・子どもの気持ち

実際の査察現場では

- ・ 家族・同居人の悲痛な声も
 - > 知らなくてもよかった事実を知らされて、、、

脱税はやっぱりダメ
